

大区画化等加速化支援事業交付金交付申請に関する同意書

令和 年 月 日

岡山県大区画化等推進協議会会長 殿

住 所

氏 名

(法人等の場合は、法人等名及び代表者氏名)

大区画化等加速化支援事業の交付金交付を申請するにあたり、下記項目の説明を受け内容を理解した上で申請 **します**。

確 認 項 目	同意	不同意	
外部に委託等する場合には、複数の者から見積りを徴収する等により、経費の節減に努める。	☐	☐	実施不可
農業者自らが施工を行う場合には、当該施工において当該農業者が適用される傷害保険、賠償責任保険等に参加する、又は加入している。	☐	☐	
交付決定通知のあった事業について、変更、中止、廃止（予定の期間内に完了できない場合を含む）を行う場合は、所定の変更申請を行う。	☐	☐	
交付決定通知のあった事業について、工事の遂行状況の報告を求められた場合には対応する。	☐	☐	
交付決定通知のあった事業を完了した場合は、すみやかに事業達成状況報告書を提出する。	☐	☐	
農業者施工を行った場合には、作業内容、作業時間、支出額等を適切に把握し、これらが確認できる資料を作成し提出する。	☐	☐	
消費税の納税義務がある農業者の場合は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。）を、事業達成状況報告書を提出した後、1年以内に確定し、国に返還する必要がある。	☐	☐	
交付対象経費により取得し、又は効用の増した財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。	☐	☐	
事業実施主体として、農地の形状変更や原状回復の取扱いについて、農地の所有者に説明を行い、同意を得ている。	☐	☐	
農地中間管理事業により貸借している農地を整備する場合には、返還時における原状回復等の確認書を、出し手、受け手、機構により作成 する必要がある 。	☐	☐	
事業完了後8年以内に農地が転用、原状回復された場合、交付金の交付を受けた事業実施主体が交付金を返還する義務がある。	☐	☐	

	該当	非該当
私は、消費税の納税義務が免除される農業者です。	☐	☐
私は、適格請求書発行業者の登録を受けています。	☐	☐